

令和5年7月定例総会

令和5年7月7日開催

議 事 録

土佐清水市 農業委員会

令和5年度第4回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月7日（金） 午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 第一会議室
3. 出席委員（11人）

農業委員	2番 野老山卓男
	3番 尾崎 和代
	4番 池田 克彦
	5番 岡崎 直正

推進委員	1番 安田 泰平
	2番 弘田 好希
	3番 田邊 昌一
	4番 岡田 哲治
	5番 上野 清吉
	6番 坂本 直幸
	7番 宮上 昌三

欠席委員（2人）	1番 上野 貴生
	8番 岡田 弘重

4. 議事日程

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく「土佐清水市基本構想」の
変更に対する意見について

議案第4号 その他の件について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	和泉 政彦
農林水産課長補佐	和泉 誠
事務局係長	岡崎 正嗣
事務局員	田邊 元寛
農林水産課農業係長	出口 直人

議長
(岡崎委員)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、7月定例総会を開会致します。

この際、本日の欠席者につきまして、報告いたします。

本日は上野貴生委員、岡田弘重委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号 非農地証明の審議について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく「土佐清水市基本構想」の変更に対する意見について

議案第4号 その他の件について

以上の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

3番 尾崎 委員

4番 池田 委員の2名を指名いたします。

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

それでは、議案第1号 非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は2件の審議となっておりますので、1件ごと

事務局
岡崎

に採決を求めることといたします。

それでは、

議案第 1 号 非農地証明の審議①について

担当者より説明を求めます。

それでは、

議案第 1 号 非農地証明の審議①について、説明いたします。

議案書の 1 ページから 4 ページでご確認ください。

1 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市清水で、位置は、戎町の土佐清水港灯台付近です。

登記地目は畑、面積は 185 m²です。

申請理由は、申請地は、平成 26 年に父親から相続したが、父親も平成 10 年に祖母から相続したものの一度も耕作したことがなく、何処にあるのかも知りませんでした。祖父の代に耕作放棄したため山林化したものと考えられることから地目の変更を行いたい

とのこと。現況は原野・山林化しており、耕作放棄地となっていることから、農地の地目を畑から雑種地に変更するため、非農地とし

て整理をするものです。

非農地証明の許可基準（抜粋）で説明いたしますと

① 自然災害により災害地等で農地への復旧ができないと認められた
土地

② 耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄さ
れたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認め
られた土地

③ 人工的に転用した土地で、転用行為から 20 年以上経過しており、
その開発行為及び建設行為などで他法令の許可を受けているか受
ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土
地などとなっています。

付近一帯が山林化しており、他の農地にも特に支障がなく、今回の
件は②の『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕
作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと
認められた土地』に該当するものです。

位置図については、2・3 ページをご覧ください。

現況写真は、4 ページをご覧ください。

以上の申請を 5 月 26 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(岡崎委員)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

池田 委員

先月6月16日事務局と現地を確認してきました。

現地は清水の魚会から南の方に2kmほど行った所です。車を止めて

200～300mほど歩いて行ったのですが、もう人が通った跡もなく

草が生い茂ってました。もう完全に山林化して農地にはもう戻せる

状態ではありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
(岡崎委員)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

尾崎委員

現況写真を見ても問題ないと思います。

議長
(岡崎委員)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議①について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(岡崎委員)

それでは、次に移ります。

議案第1号 非農地証明の審議②について

担当者より説明を求めます。

事務局
岡崎

それでは、議案第1号 非農地証明の審議②について、説明いたします。

5ページから7ページでご確認ください。

5 ページから説明を行います。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は、土佐清水市浦尻です。登記地目は畑、合計面積は 256 m²で、位置は、旧浦尻保育園付近です。

申請理由は、申請地は平成 5 年に相続により取得しましたが、それ以前より駐車場として賃貸しており、固定資産税も雑種地で課税されています。そのため登記地目が畑になっているのでこの際変更したいとのことです。現況は雑種地となっており、約 30 年駐車場として利用しており、地目変更のため、非農地として整理をするものです。

非農地証明の許可基準（抜粋）では、今回の件は先ほどの非農地証明の許可基準の②『耕作不適當など、やむを得ない事情によって 15 年以上耕作放棄されたため、自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められた土地』に該当します。

自然かい廃、農地への復旧ができない土地という点では必ずしもそうとはいえない土地の状況ですが、その他の非農地判断の基準として、「周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること」という要件もあり、周囲に稼働中の農地もなく、隣接する宿泊施設の駐車場として現在も使用されており、約 30 年耕作されていない状況で今後も耕作の予定はない

ことから、継続利用は見込めないと思われることから、この基準に該当するとしております。

農地の位置図については、6 ページをご覧ください。

現況写真は、7 ページをご覧ください。

以上の申請を 5 月 31 日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記簿本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入）】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
	その他必要な書類
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(岡崎委員)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

池田委員

事務局と現地確認してきました。現地は旧浦尻保育園北側に 20m ほど行った所になります。

隣近所の人に話しをききますともう相当昔から駐車場として使われ

ています。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長
(岡崎委員)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

安田委員

固定資産税が雑種地で課税されていると書いているのですが、

地目別で固定資産税は評価されるのではないのですか？

地目が畑になっているのになぜ雑種地で徴収されるのですか？

事務局
岡崎

税務課の方で現況確認に行っています。

現場で確認したうえで現況地目で課税をしています。地目が畑のまま

なので地目変更をしたいという今回の申請になっています。

安田委員

税務課の方で登記を確認して用途によって税務課が決めているの

ですか？

事務局
岡崎

そうです。現況に合わせた課税をしています。

議長
(岡崎委員)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第 1 号 非農地証明の審議②について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長
(岡崎委員)

それでは、次に移ります。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
岡崎

それでは、

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可の審議について、説明いたします。

議案書の 8 ページから 13 ページでご確認ください。

8 ページから説明を行います。

申請者の氏名等について、譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。

内容は、売買による所有権移転により許可を求めるものです。

許可を受けたい農地の所在は、記載のとおり 4 筆あり、地目・現況共

に4筆とも畑となっており、面積は、合計で2,866 m²です。申請地の位置は、9～10ページをお願いします。緑ヶ丘を上った奥となります。

農地法第3条第2項の6つの条件について、農地法第3条調書を説明いたします。12ページをお願いします。

農地法第3条第2項第1号の「農地の全部効率利用」に係る確認です。

「全部効率利用」とは、現在所有又は使用及び収益を目的とする権利を有している農地の状況も含まれます。今回の申請者が所有している農地（畑）185 m²について状況の確認を行う必要がありますが、先ほど第1号議案、非農地証明の①で諮っていただいた土地がその土地となります。先ほど非農地判断となったことからこの「農地の全部効率利用」は該当しません。

第2項第2号の「農業生産法人以外の法人」の確認です。譲受人は、個人であり該当ありません。

第2項第3号の「信託の引受けによる権利が取得される場合」について、信託ではないので該当ありません。

第2項第4号の「農作業常時従事」の確認です。

常時従事日数は、申請者は兼業農家となりますが、150日という日数の基準も超えており、問題がないと考えます。

営農の継続性ですが、申請者は、農業経験が3年を超えている方で、

農機具の保有状況は、軽トラック、ハンマーナイフモア、自走ラジコン動噴を各1台ずつ保有しており、所有しない農機具に関しては、親戚のものを借用するとのことで、従業員も複数名雇用することから、申請地の面積の営農についても問題ないと考えます。

第2項第5号の「転貸禁止」の確認です。

譲受人が譲り受けた農地は自らが耕作を行うため、転貸にあたりません。

第2項第6号の「地域調和」の確認です。

地域で作っていたみかんづくりを継続して行う予定であり、農薬の使用方法等変更の予定はないため、周辺の農地や環境への影響はなく、支障が生じないと考えられます。

農地の現況写真については、11ページをご覧ください。

以上の申請を5月10日に受付を行い、関係書類を確認しております。

今回の案件については、池田委員に現地の確認を行ってもらっています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
(岡崎委員)

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願い
します。

池田委員

6月16日に事務局と現地確認に行ってきました。

傾斜地で手入れのいきとどいたみかん畑でした。

引き続いて行うということなので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

(岡崎委員)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

引き続いてやっていただくということなので、いいと思います。

議長

(岡崎委員)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可の審議について

議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

議長

(岡崎委員)

それでは、次に移ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく「土佐清水市基本

事務局
出口

構想」の変更に対する意見について

担当者の説明を求めます。

議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく「土佐清水市基本構想」

の変更に対するについて説明させていただきます。

概要について、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想とは、

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村は農業経営基盤強化の促進

に関する基本構想を策定できることとなっておりこの内容は、

農業振興について、認定農業者について、認定新規就農者について、

利用権の設定等について定めています。

2 の経過です。もともと平成 26 年に県の基本方針の策定にあわせて

市の方も平成 26 年 9 月に基本構想を策定しました。

令和 5 年 4 月 1 日付で農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われ

たことに伴って県の方が令和 5 年 6 月 29 日基本方針の一部を改正さ

れました。上記法律及び基本方針の一部改正に伴って市が作成する基

本構想を改正する必要がでてきました。

3 の改正の概要の基本構想の 8 ページをお願いします。

今回変更のあった内容は主に 2 点です。1 点目が農業を担う者の

確保及び育成を図るための体制の整備その支援の実地に関する事項

の追加で、これは今回法律で追加しなさいということになりましたので、この事項を追加するものです。内訳として、①農業を担う者の確保及び育成の考え方、②市が主体的に行う取組、③関係機関との連携・役割分担の考え方、④就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について記載をさせていただいております。以前同じ内容が書かれた項目がありましたので、今回法律で書きなさいということになりましたので、その部分はすべて削除しております。

もう一つが 11 ページをお願いします。右下の法 18 条第 1 項の協議の場の設置方法と記載がありますが、ざっくりいいますと、人・農地プランから地域計画に変更になりますと、以前説明させていただきました地域計画の事について記載しなさいと法律で変更となっております。今回の変更については、事務的な変更になっています。

4 の今後の予定については、法律に基づいて、農業協同組合及び農業委員会に意見聴取及び協議をして、同意をいただきましたら、市から県にこういう変更案ですと協議を行うこととなっております。県の中で内部決裁及び関係機関に意見照会をして、県から市に協議に対する同意を令和 5 年 9 月初旬を予定しています。その同意を受けて市が告示をします。予定としましては、令和 5 年 9 月 30 日までとなっております。

ります。最後、市から策定後県へ基本構想の提出で一連の流れは終わ
りです。補足として12ページをご覧ください。

利用権設定等促進事業に関する事項がありますが、法改正で利用権の
設定を削除しています。また経過措置として令和6年まで利用権の
設定ができるようになっています。

おそらく令和6年か令和7年にはこちらの方も一部改正で削除とい
うことになると思います。以上で説明終わります。

議長
(岡崎委員)

以上で、議案についての説明が終わりました。

本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

野老山委員

じっくり読んで自分のものにしないといけない。

事務局の案でいいと思います。

議長
(岡崎委員)

他にありませんか。

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく「土佐清水市基本構
想」の変更に対する意見について議案のとおり承認することに賛成の
農業委員の挙手を求めます。

議長
(岡崎委員)

挙手全員であります。

よって本件は議案のとおり承認いたします。

それでは、議案第4号 その他の件について

次回の定例総会は、令和5年8月9日(水)午後3時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。

その他に何かご意見はございませんか？

ないようでしたら、これで7月定例総会を閉会といたします。